

## 体現形に対する非統制形アクセス・ポイント（タイトル）の選択・形式基準（2021年1月）（案）

### 目次

1. 対象範囲 .....	2
2. 体現形に対する非統制形アクセス・ポイント（タイトル）の選択基準.....	2
2-1. タイトルのエレメント・サブタイプ .....	3
2-2. シリーズ表示のサブエレメント.....	3
2-3. 関連先の著作・表現形・体現形のタイトル .....	3
3. 体現形に対する非統制形アクセス・ポイント（タイトル）の形式基準.....	4
3-1. 表示形.....	4
3-2. 読み形.....	4

## 1. 対象範囲

この基準は、『日本目録規則 2018 年版』（以下「NCR2018」）の「#21.2 非統制形アクセス・ポイント」に基づき、国立国会図書館における体现形に対する非統制形アクセス・ポイントのうち、タイトルについて規定する。

この基準は、『国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版 第Ⅱ部 標目」適用細則』（2012 年 1 月）のうち「第 22 章 タイトル標目」を引き継ぐものである。

NCR2018 適用対象資料のうち、体现形に対する非統制形アクセス・ポイント（タイトル）の対象となる資料は、次に示すものである。

国内で刊行された図書、単行の非図書資料、逐次刊行物、地図資料（ただし、アジア言語資料を除く）

外国で刊行された和図書、和の単行の非図書資料、和の逐次刊行物、和の地図資料  
和古書

（参照：この基準でいう図書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（図書）（2021 年 1 月）」を見よ。この基準でいう単行の非図書資料の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（非図書資料）（2021 年 1 月）」を見よ。この基準でいう逐次刊行物の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（逐次刊行物）（2021 年 1 月）」を見よ。この基準でいう地図資料の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（地図資料）（2021 年 1 月）」を見よ。この基準でいう和古書の範囲については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 1 部 総説」「第 2 部 セクション 1 属性総則」「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（和古書）（2021 年 1 月）」を見よ。）

## 2. 体现形に対する非統制形アクセス・ポイント（タイトル）の選択基準

体现形に対する非統制形アクセス・ポイント（タイトル）には、2-1～2-3 に挙げるタイトルのエレメント・サブタイプ、シリーズ表示のサブエレメント、および関連先の著作・表現形・体现形のタイトルがある。

これらを「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（図書（または非図書資料、逐次刊行物、地図資料））（2021 年 1 月）」、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 1 部 総説」「第 2 部 セクション 1 属性総則」「第 2 部 セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料」適用細則（和古書）（2021 年 1 月）」および「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』「第 3 部 関連」適用細則（2021 年 1 月）」に従って、体现形の属性または関連として記録する

とともに、非統制形アクセス・ポイント（タイトル）とする。

### 2-1. タイトルのエレメント・サブタイプ

以下に挙げるものを、体现形のタイトルのエレメント・サブタイプとして記録するとともに、非統制形アクセス・ポイント（タイトル）とする。

(1) 本タイトル

また、以下に挙げるものを、必要に応じて体现形のタイトルのエレメント・サブタイプとして記録するとともに、非統制形アクセス・ポイント（タイトル）とする。

(2) 後続タイトル

(3) キー・タイトル

(4) 並列タイトル

(5) タイトル関連情報

(6) 並列タイトル関連情報

(7) 略タイトル

(8) 異形タイトル

### 2-2. シリーズ表示のサブエレメント

以下に挙げるものを、必要に応じてシリーズ表示のサブエレメントとして記録するとともに、非統制形アクセス・ポイント（タイトル）とする。

(1) シリーズの本タイトル

(2) シリーズの並列タイトル

(3) シリーズのタイトル関連情報

(4) サブシリーズの本タイトル

(5) サブシリーズの並列タイトル

(6) サブシリーズのタイトル関連情報

### 2-3. 関連先の著作・表現形・体现形のタイトル

以下に挙げる関連先の著作・表現形・体现形のタイトルを、関連として記録するとともに、非統制形アクセス・ポイント（タイトル）とする。

(1) 複数巻単行資料の各部分の固有のタイトル、並列タイトル、タイトル関連情報（各部分に共通するタイトルをシリーズ表示として扱わず本タイトル等として記録する場合に限る）

(2) 内容細目

また、以下に挙げる関連先の著作・表現形・体现形のタイトルを、関連を示す注記として記録するとともに、非統制形アクセス・ポイント（タイトル）とする。

(3) 逐次刊行物の本タイトルに重要な変化が生じた場合の変化後または変化前の本タイ

トル

(4) 巻次共有、合冊刊行等となる本タイトル

さらに、以下に挙げる関連先の著作・表現形・体现形のタイトルを、必要に応じて関連を示す注記として記録する。そのうち必要なものを非統制形アクセス・ポイント（タイトル）とする。

(5) 原タイトル

翻訳の対象となった表現形のタイトル

(6) 原資料の本タイトル

複製の対象となった体现形のタイトル

(7) 本体、付録・別冊等の本タイトル

(8) (1)～(7)以外の関連先の体现形のタイトル

### 3. 体现形に対する非統制形アクセス・ポイント（タイトル）の形式基準

#### 3-1. 表示形

情報源における表示を転記する場合は、文字の大小の表示は再現せず、「国立国会図書館『日本目録規則 2018年版』「第1部 総説」「第2部 セクション1 属性総則」適用細則（2021年1月）」の#1.10.1～#1.10.11 別法、「国立国会図書館『日本目録規則 2018年版』「付録A.2、A.3」適用細則（2021年1月）」、「文字の取扱い基準（2021年1月）」および「読みの基準（2021年1月）」に従って記録する。

使用する文字コードは、Unicode/UTF-8である。そのうち実際に使用するものは、「文字の取扱い基準（2021年1月）」に規定する範囲内の文字とする。

なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロード、メタデータのハーベストなどによるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用することがある。

#### 3-2. 読み形

非統制形アクセス・ポイント（タイトル）に日本語、中国語、韓国・朝鮮語（漢字）が含まれる場合は、原則として読みを記録する。ただし、一部の資料群における本タイトル以外の非統制形アクセス・ポイント（タイトル）や、2-3（1）、2-3（2）については、必要に応じて読みを記録する。

読みは、「読みの基準（2021年1月）」の「4. 体现形に対する非統制形アクセス・ポイント（タイトル）の読み」に従って記録する。